

八頭町「特別利用保育」のご案内

～ 令和4年4月1日から実施を開始します! ～

1. 「特別利用保育とは？」

- 「特別利用保育」とは、1号認定子ども（＝3歳以上児で保育の必要性のない子ども）が保育所から受けることのできる保育のことをいいます。
- 「幼稚園などの教育施設が地域にない」、または、「教育施設はあるが、利用希望者の自宅から距離が離れていて実際には利用することができない」などの各地域の状況により、本来、保育の必要性の無い満3歳以上の子ども（＝1号認定子ども）が保育所を利用できる制度です。
- 八頭町では、町内に1号認定こどもが利用可能な教育施設（＝認定こども園など）が無いので、令和4年4月1日から「特別利用保育」の実施を開始します。

2. 対象児童

- 八頭町内に居住し、4月1日時点で3歳以上（＝3歳児クラス以上）の児童のうち、保育の必要性の無い児童（＝1号認定子ども）です。

3. 利用（実施）内容

- 特別利用保育の実施内容は、以下のとおりです。

実施施設	郡家東・郡家・国中・船岡・八東の各保育所（町内全保育所）
利用日	月曜日～金曜日（土曜日のご利用いただけません。）
保育時間	午前8時30分から午後2時30まで（教育標準時間＋昼食時間）

4. 「特別利用保育を希望される方へ」

- 特別利用保育による保育所への入所を希望される場合は、役場町民課に直接ご相談ください。（※「給付認定申請書」の提出が必要です。）

<問合せ先> 八頭町役場町民課・保育所係（電話：0858-76-0205）

5. 保育料について

- 特別利用保育の保育料は「無償」です。（「3歳以上児」は2号認定子どもと同様に無償です。）
- 副食費（給食のおかず代）は町独自制度により、全額減免です。（「3歳以上児」は2号認定子どもと同様に全額減免です。ただし、主食費（＝ごはん）は保護者負担となり、米飯をご持参いただきます。）

6. その他

- 特別利用保育の利用は、利用を希望する保育所の定員に空きがある場合に限られます。（保育の必要性のある「2号認定子ども」の入所を優先するためです。）

「一時預かり保育」について

- 家庭の状況等により特別利用保育時間の終了後（午後2時30分以降）、引き続き保育が必要であると認められる場合には、一時預かり保育を利用することができます。（※詳しくは、役場町民課へご相談ください。）

<利用要件>

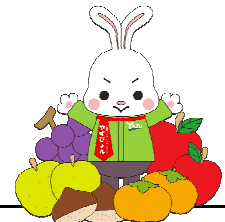
特別利用保育の事業実施時間の終了後において保護者の就労、疾病、出産、介護、看護、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により一時的に家庭での保育が困難な場合（※利用の都度、事前の申込が必要です。）

<利用時間>

午後2時30分から午後4時まで（2時間程度）

<利用料>

250円／日・人（ただし、生活保護世帯は無料です。）



認定区分と有効期間

認定区分		有効期間
1号認定 （＝特別利用保育）	「3歳～5歳」の「 <u>保育の必要性のない</u> 」子ども	「小学校に入学するまでの期間」
2号認定	「3歳～5歳」の「 <u>保育の必要性のある</u> 」子ども	「小学校に入学するまでの期間」または「保育が必要な期間」のいずれか短い方
3号認定	「0歳～2歳」の「 <u>保育の必要性のある</u> 」子ども	「満3歳の誕生日の前日までの期間」か「保育が必要な期間」のいずれか短い方

「特別利用保育」と「一時預かり保育」のイメージ

